

## 8. 島嶼等における地理的名称とその範囲について

安城たつひこ：海洋研究室

割田育生：航海情報課

### 1 はじめに

我が国の南方及び南西方に位置する主な諸島、列島、群島に関する地域の名称とその範囲については、海洋情報部と国土地理院の間で統一されていない。近年の国際レベルでの地図整備の動向を考慮するとき、これらの地域の呼称については他に決定する機関がないのが現状である。しかし、位置的にも相対国のある地域であり、行政上の混乱を未然に回避するとともに、国際的にも我が国の正当な権利を適切に反映できる地名を付与することが重要である。この観点から、これらの地名及びその範囲を統一することが必要であると考えられる。ここでは、当該地域における海図と陸図の地名表記の歴史を調査するとともに、その結果を踏まえた地名に関する研究成果を紹介する。



(図1) 一部の地名が未統一の区域

### 2 背景

「地名等の統一に関する連絡協議会」は、我が国の地図作成機関である国土地理院と海洋情報部が、それぞれ発行する地図に記載する地名等についての統一を図り、併せて日本国内の地名等の標準化に資することを目的として、昭和35年に発足した。現在までに計71回の会議において、約25,000件の地名について合意してきた。

ところが、我が国の南方及び南西方に位置する諸島・群島・列島の名前とその範囲については、過去に複数回にわたり同協議会で審議された経緯があるものの、統一までには至らず保留されたままとなっている。しかし、海洋基本法における海洋権益の考えを念頭に置けば、いつまでも先送りできる問題とは言い難い。これらの地域における地図上の地名表記の歴史的な変遷を踏まえ、今後の地名統一へ向け取り組んでいくべきであろう。

### 3 研究の概要

これまでに「地名等の統一に関する連絡協議会」において、本件について審議された第50回（平成元年）、第56回（平成7年）、第65回（平成16年）及び第66回（平成17年）の報告書の内容に基づいて問題点を抽出した。また、当部が保有している明治以降の旧版海図における当該区域の諸島・群島・列島の地名表示内容、さらに、当部が保管する戦前、戦後を経て現在に至るまでの小縮尺の陸図における諸島・群島・列島の地名表示内容をそれぞれについて調査した。

なお、戦前と戦後における我が国の領土の変遷の調査と並行し、サン・フランシスコ条約、日米の二国間協定、南方諸島・南西諸島に関する我が国の法令等の調査をおこない、今後の地名統一に資する調査研究も行った。

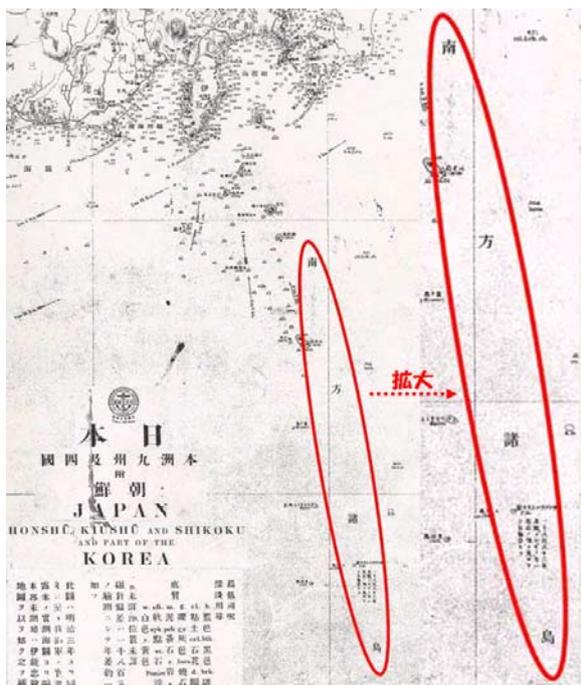
### 4 地名表記の歴史

#### (1) 日本列島の南方に位置する諸島・群島・列島

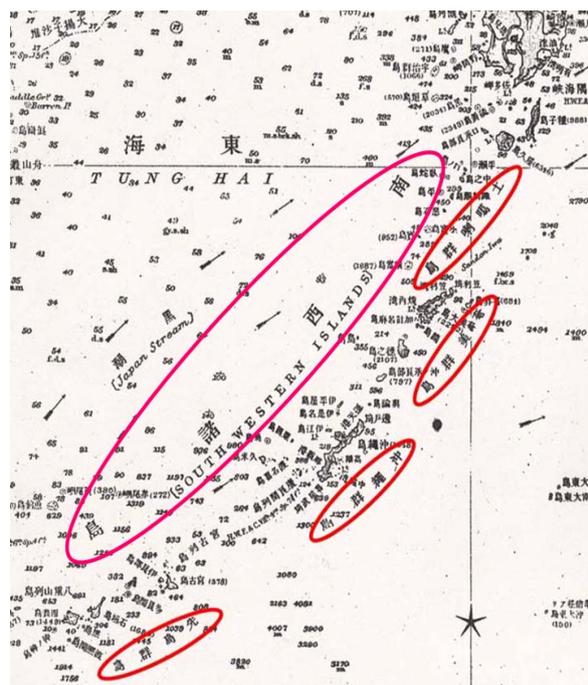
当該区域を包含する全体の地名としての『南方諸島（なんぼうしょとう）』は、これまでの「地名等の統一に関する連絡協議会」では残念ながら合意されていない。しかし、その構成要素である個々の諸島・群島・列島についての地名は、ほぼ統一されている。

#### (2) 日本列島の南西方に位置する諸島・群島・列島

当該区域を包含する全体の地名としての『南西諸島（なんせいしょとう）』は、第4回「地名等の統一に関する連絡協議会」（昭和40年）において合意された地名である。ただし、その構成要素である個々の諸島・群島・列島についての地名は統一されていない。なお、沖縄本島の南東方に位置する『大東諸島（だいとうしょとう）』のみは合意された地名になっている。



(図2)海図第95号(明治24年刊行)



(図3)海図第1号(明治40年刊行)

## 5 南方諸島・南西諸島に関する条約・法律等

以下に、条約及び法律における南方諸島と南西諸島に関する地名についての調査結果を示す。

### (表) 島嶼の地名が条約・法律に出現する例

広域地名	条約・法律の別	出現箇所	数量	条約・法律の名称
南方諸島	条約	条約名に出現	1	南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定【米国との小笠原返還協定】
		条文に出現	1	日本国との平和条約【サン・フランシスコ条約】
	法律	条文に出現	5	小笠原諸島振興開発特別措置法等
琉球諸島	条約	条約名に出現	1	琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定【沖縄返還協定】
	法律	条文に出現	約60	沖縄振興特別措置法等
沖縄群島	法律	条文に出現	1	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
奄美群島	条約	条約名に出現	1	奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定【米国との奄美返還協定】
		法律名に出現	2	奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 奄美群島振興開発特別措置法
	法律	条文に出現	約80	後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律等

## 6 おわりに

近年の国際的な地図整備の動向や日本海呼称問題、さらには隣接国との境界付近における海底地形名称の付与等も絡んで、非常に重要な案件になっている。我が国においては、地名を決定する公的機関がない以上、同じ国土交通省の地図作成機関という立場で、国土地理院との間で可能な限り地図における地名の統一を図るよう努力する必要があるとの共有認識を持つことが重要である。

さらに、我が国の海洋権益に直接的に関係する地名については、相対国との境界線が海に引かれる事実を念頭におけば、このような地域における地名表記では、海図が陸図をリードすることがむしろ自然であると考えられる。

### 参考文献

- ・地名等の統一に関する連絡協議会報告書、第50回(1989)、第56回(1995)、第65回(2004)、第66回(2005)。  
他